

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
保険会社向けの総合的な監督指針			
1	Ⅲ-2-15(1)①	<p>(1)において、①は報告、②は通報、③は実施を行ったことの実態を記録したもので当局が確認されるということによいか。</p> <p>具体的に(1)は、以下の理解によいか。</p> <p>①「社内規則等に基づく取締役会等への報告→取締役会等への報告を行っているか」と加筆されたことは、保険代理店においても取締役会等への報告を行ったことを議事録等により確認をさせる。</p>	Ⅲ-2-15(1)の規定については、保険会社から不祥事件の発覚に係る第一報(又は不祥事件等届出書の提出)があった場合における、保険会社に対する確認事項を規定したものです。
2	Ⅲ-2-15(2)	<p>「～業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人(保険募集人又は少額短期保険募集人として登録又は届出されている者を除く。)(以下、Ⅲ-2-15において「保険会社等」という。)か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人(以下、Ⅲ-2-15において「保険募集人」という。)かに応じて、以下のとおり取扱うこととする。」とあるが、「少額短期募集人として登録又は届出」を行っているかどうかによって、不祥事件届出書の提出先や業務の適切性の検証の着眼点が異なることとなるため、保険会社向け監督指針の射程を踏まえると、「又は少額短期保険募集人」を削除しても良いのではないかと考えるかどうか。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
3	Ⅲ-2-15(2)②	保険募集人の行為に係る不祥事件届出義務者は保険会社であるが、代理店が不祥事件の認定、責任の明確化等に利害を有している場合、保険会社が届出を行う際に代理店も同行し、意見を述べる機会を認めてほしい。	不祥事件等届出書については、法令上、保険会社に提出が義務付けられているものであり、提出にあたっては、保険会社は、事実関係の調査を十分に行う必要があります。
4	Ⅲ-2-15(2)③イ.	「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。」とあるが、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とはどのような場合か。	「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とは、例えば、保険募集人が、不特定の顧客から預かった金銭を費消・流用した事件など不特定多数の者に注意喚起する必要がある場合のほか、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合などが考えられます。
5	Ⅲ-2-15(2)③イ.	「公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているか」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか、例示していただきたいし、また、できる限り公表する基準を明確化していただきたい。不祥事件に該当する事案が、漏れなく公表が必要になる事案であるとは考えていないが、その理解で良いか。	
6	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	「事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属保険会社等においても生じ得るものである場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか、例示していただきたい。	例えば、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人において、特定の所属保険会社等の保険商品を利用した金銭の費消・流用事故が発覚した場合などには、他の所属保険会社等の保険商品も同様に利用されている可能性があると考えられます。
7	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	下記1. の乗合代理店（以下「本件代理店」という。）において、下記2. の事象が生じた場合、不祥事件届出を提出しなければならない保険会社は、下記3. の理解で良いか。 また、Ⅲ-2-15(2) ③ウに定められた「必要に応じ	また、このような場合には、他の保険会社等においても同様の事件が発生していないかに関して、必要に応じて、保険募集人に対するヒアリングを行う等により確認することとしているものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>て」「他の所属保険会社等で同様の事件が発生していないかを確認する」範囲は、下記4. の理解で良いか。</p> <p>1. 本件代理店に関する前提事実</p> <p>(1) 本件代理店の所属保険会社等 A生保、B生保、C生保、D生保、E生保、F生保、G生保の合計7社</p> <p>(2) 本件代理店が取り扱う（募集できる）医療保険 7社の医療保険</p> <p>(3) 平成28年5月29日以降、本件代理店が採用している医療保険の募集プロセス</p> <p>① アンケートにより医療保障を検討する意向があるかを把握する</p> <p>② 規則第227条の2第3項第4号ハによって推奨保険会社（商品）をA社・B社の2社（商品）に絞り込む</p> <p>③ 顧客が上記2社（商品）以外の提案を希望しない場合には、A社・B社の商品概要を明示・説明する</p> <p>④ その後は本件代理店側からの推奨を行わず、顧客にA社・B社の商品のいずれかを選択していただく → A社の商品の申込みを行うことに決定</p> <p>⑤ 最終意向の把握や当初意向との振り返りを行う</p>	<p>保険会社は、業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合には、不祥事件等届出書を提出する必要があります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>(4) 最終的に顧客との間に締結された保険契約 A社の医療保険</p> <p>2. 本件代理店に生じた事象(A社の医療保険に関する保険契約が締結されたという前提)</p> <p>a. 上記1.(3)①の段階において、法294条の2に違反する事象が生じた</p> <p>b. 上記1.(3)②の段階において、法294条・規則第227条の2第3項第4号に違反する事象が生じた</p> <p>c. 上記1.(3)③の段階において、法294条・規則第227条の2第3項第4号に違反する事象が生じた</p> <p>d. 上記1.(3)④の段階において、法294条・規則第227条の2第3項第4号に違反する事象が生じた</p> <p>e. 上記1.(3)⑤の段階において、法294条の2に違反する事象が生じた</p> <p>3. 上記2.の各事象において不祥事件届出を提出しなければならない保険会社の範囲</p> <p>(1) 上記2.-a.の場合は、最終的に保険契約が締結された引受保険会社であるA社のみという理解で良いか。または、本件代理店が基本的にA社・B社(商品)の推奨を行う方針の乗合代理店であるからA社のみならず、B社か</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>らも不祥事件届出を提出しなければならないのか（上記1. (3)の募集プロセスであれば、A社・B社以外のための保険募集プロセスにおける違反でもあるとは解されないように思われる。）。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p> <p>(2) 上記2. -b.の場合は、最終的に保険契約が締結された引受保険会社であるA社のみという理解で良いか。または、B社のための保険募集プロセスにおける違反でもあると解した上で、B社からも不祥事件届出を提出しなければならないのか（この時点以降は、顧客がA社・B社以外を希望しない限り、A社・B社以外のための保険募集プロセスにおける違反ではないと解される。）。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p> <p>(3) 上記2. -c.の場合は、最終的に保険契約が締結された引受保険会社であるA社のみという理解で良いか。または、B社のための保険募集プロセスにおける違反でもあると解した上で、B社からも不祥事件届出を提出しなければならないのか。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p> <p>(4) 上記2. -d.の場合は、最終的に保険契約が締結された引受保険会社であるA社のみとい</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>う理解で良いか（B社ではなくA社の商品を選択してもらう過程で生じた法令違反であるため、B社のための保険募集プロセスにおける違反でもあるとは解されないように思われる。）。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p> <p>(5) 上記2. -e. の場合は、最終的に保険契約が締結された引受保険会社であるA社のみという理解で良いか（B社のための保険募集プロセスにおける違反ではないと解される。）。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p> <p>4. 上記2. の各事象において「必要に応じて」「同様の事件が発生していないかを確認する」範囲 必要性は個別判断されるため、本件代理店において情報提供義務違反（比較推奨販売に関する法令違反を含む）や意向把握義務違反が生じて、全ての所属保険会社等に対して確認が求められる訳ではないという理解で良いか。この点、上記2. の各事象であれば、基本的にはA社とB社に対して確認が求められるという理解で良いか。</p>	
8	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	<p>上記第3-1. の乗合代理店において、法第294条の3に違反する事象が生じた場合には、当該事象がA生保からG生保の合計7社のうちどの生保のための保険募集プロセスにおいて生じたのかを確認した上で、当該事象がA生保とB生保のためだけに行われた保険募集プロセスにおいて生じた場合には、A生保とB生保のみが不祥</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>事件届出を提出しなければならないという理解で良いか。または、当該事象と関係が認められるか否かを問わず、いわゆる代申会社（仮にC社が代申会社であった場合にはA生保とB生保に加えてC生保）も不祥事件届出を提出しなければならないのか。それとも、それ以外の範囲になるのか。</p>	
9	Ⅲ-2-15(2)③ウ.	<p>「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人に係る不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属保険会社等においても生じ得るものである場合には、必要に応じて、当該保険募集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属保険会社等で同様の事件が発生していないかを確認することとする。」とあるが、(1) 所属保険会社等による判断が異なることも許容されるとの理解でよいか。(2) また、同一保険募集人が他社契約で起こした事故の情報を把握すること自体困難であり、保険会社の側に事前の確認を求めるものではないことを確認させていただきたい。</p>	<p>(1)について 貴見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、同一の不祥事件であっても、所属保険会社等により、当該事案との関係は区々であり、所属保険会社等による判断が必ずしも同じものとなることを前提としているものではありません。</p> <p>(2)について 財務局が、必要に応じて保険募集人に対してヒアリングを行うことによって、他所属保険会社の状況を把握することなどを想定しているものです。</p>
10	Ⅲ-2-15(2)(3)	<p>現行 ② 不祥事件等届出書の受理にあたって留意事項は、以下のとおりとする。 オ 上記に係る不祥事件等届出書を受理する際は、当該保険会社において、事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法より事実確認を行ったものであり、届出内容が不明確でないかどうか確認することとする。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。 なお、「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合」とは、例えば、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合なども考えられます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>が削除されている。削除しないでください。重要な部分をなぜ削除するのか。</p> <p>現行</p> <p>③ 主な着眼点</p> <p>力</p> <p>開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</p> <p>が削除されている。削除しないでください。重要な部分をなぜ削除するのか。</p> <p>不祥事件の届出が、「事件と関係しない部門において社内調査等の適切な方法より事実確認を行ったもの」であること。「不祥事件が公表される開示基準の規定がされていること」は、利用者保護の確保、利用者利便の向上において、とても重要な項目である。</p> <p>改正案</p> <p>③ 不祥事件等届出書の受理にあたって確認事項は、以下とおりとする。</p> <p>イ. 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるよう場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。</p> <p>「公表の検討が適切に行われているか」ではなく、「金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。規定に沿った公</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>表がされているか」に変更してください。</p> <p>「保険契約者等の判断に重要な影響を与えるよう場合であるにもかかわらず」とあるが、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合であることを明確にしてください。</p> <p>改正案</p> <p>(3) 業務の適切性の検証</p> <p>現行</p> <p>③ 主な着眼点</p> <p>カ</p> <p>開示について、金融商品取引所が定める適時開示基準に該当する場合を目安とした開示基準が規定されているか。</p> <p>が削除されている。削除しないでください。重要な部分をなぜ削除するのか。</p> <p>金融庁の保有する個人情報、個人情報ファイル簿に、保険募集に関する不祥事件届出ファイルがあり、情報の様式が公表されている。行政文書が存在しているので、開示請求できる。</p> <p>監督指針から不祥事件等届出書と、不祥事件の公表に関する箇所が削除されているので削除しないでください。</p> <p>金融庁は、透明かつ公正な金融行政を掲げている。不祥事件が監督庁に届出されて、保険会社から公表される。不祥事件の届出を国民が開示請求できる状態にしてくだ</p>	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>さい。</p> <p>現在、金融機関の不祥事件は、非公表となっている。金融機関の不祥事件も、監督庁に届出されて、金融機関から公表される。不祥事件の届出を国民が開示請求できるようにしてください。</p> <p>金融機関の不祥事件も、公表の基準を定めて、金融機関は公表すべきである。</p> <p>金融庁は、国民が開示請求できるように金融機関の不祥事件届出ファイルを公表してください。</p>	
11	Ⅲ-2-15(3)	<p>業務の適切性の検証にかかる着眼点として、保険会社等には「保険会社等内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。」、保険募集人には「保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。」また「保険代理店内における、保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。」とあるが、既存の教育・管理・指導の徹底が行き届いていない場合も多いと思われる。その場合、既存の教育・管理・指導の徹底を図るための対策が重要であると考えられる場合には、必ずしも新たな追加的な施策の設定・実施を求めるものではないという認識でよいか。</p>	<p>既存の教育・管理・指導の十分性や新たな施策の必要性については、事故の発生原因分析の結果なども踏まえて判断されるべきものと考えます。</p>
12	Ⅲ-2-15(3)②	<p>(3)②として、「保険会社には、保険募集人に対する管理責任があることに留意した上で、以下のとおり検証することとする」とあるが、(3)②ア.において「保険募集人の教育・管理・指導を担う保険会社に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする」と記載されており、「保険募集人に対する管</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		理責任」と「保険募集人の教育・管理・指導」は、実質的に保険会社が担うものと考えられることから、統一しても良いのではないかと考えるがどうか。	
13	Ⅲ－２－１５(３)②ア． (オ)	「保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。」とあるが、保険会社の従業員及び特定保険募集人を除く保険募集人に対する教育・管理・指導は、どのように行えば十分であると判断されるのか、確認したい。	保険会社の従業員及び特定保険募集人を除く保険募集人に対する教育・管理・指導については、例えば、保険代理店主への指導や業務マニュアルの整備など保険代理店を通じた教育・管理・指導を行い、もって適切な保険募集管理態勢を整備する必要があると考えます。
14	Ⅲ－２－１５(３)②ア．	<p>保険会社に対する検証の着眼点として挙げられた（ア）から（カ）の６点について、どのような不祥事件であっても、不祥事件届出の最終報を提出する際に漏れなく記載が求められる訳ではない、つまり、不祥事件の内容や性質等によって個別に記載が求められる範囲が異なるという理解で良いか。</p> <p>それとも、保険会社に対する検証の着眼点として挙げられた（ア）から（カ）の６点は、いわゆる会社不祥事（保険会社の態勢不備が問題となる事案）に関して、不祥事件届出の最終報を提出する際に漏れなく記載が求められることを意味するのか。</p>	Ⅲ－２－１５(３)は不祥事件と業務の適切性について、当局が検証する着眼点を示したものです。保険会社においては、不祥事件等届出書を提出するにあたって、これらの着眼点を踏まえる必要があります。
15	Ⅲ－２－１５(３)②イ．	保険募集人に対する検証の着眼点として挙げられた（ア）から（カ）の６点については、「保険募集人の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえる」と定められているが、これらの着眼点を漏れなく踏まえなければならない事案として、具体的にどのような場合を想定しているのか、例示していただきたい。	

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
16	Ⅲ-2-15(4)	<p>「①において保険会社に対して必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、さらに重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うこととする。」とされ、「②においては、特定保険募集人に対して法第 305 条に基づき報告を求め、さらに重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条に基づき行政処分を行うこととする。」とあるが、特定保険募集人に対しては法第 305 条に基づく立ち入り検査は行われぬという理解でよいか。</p>	<p>特定保険募集人等に対する立入検査や行政処分については、法令に基づき、必要に応じて行うこととなります。</p> <p>なお、行政処分の基準等については、金融庁HP「金融上の行政処分について」をご覧ください。</p>
17	Ⅲ-2-15(4)	<p>これまで代理店に対する保険業法に基づく行政処分は行われていないと承知しているが、これからは行われることがあるという当局の意図表明という理解でよいか。</p> <p>代理店に対する行政処分の処分基準を明示すべきである。</p>	
18	Ⅲ-2-15(4)	<p>第 307 条に基づく登録取り消しが行われる場合は、行政手続法に基づく聴聞が行われるという理解でよいか。</p>	<p>不利益処分(行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。)を行う場合は、行政手続法及びその他の法令に基づいて手続きを行うこととなります。</p>
19	Ⅳ-1-14(2)	<p>監督指針「Ⅳ-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い」につき、現行は「被保険団体の区分及び団体の区分に応じて最低被保険者数等の団体要件を定める」旨が規定されているが、改正案では「モラルリスクの排除や保険収支の安定等を目的として最低被保険者数等の団体要件を定める必要がある場合、適切な団体要件を定める」旨に変更されている。</p> <p>これをそのまま字面通りに受け止めれば、改正後はモ</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		ラルリスクの排除や保険収支の安定等の観点から問題がなければ団体要件を定める必要がないということになるが、そのような理解でよいのか。	
認可特定保険業者向けの総合的な監督指針			
1	その他	<p>今回示されている「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」改正（案）においては、不祥事件等届出書受理時における主な着眼点や監督上の対応について、体系的な整理などを行うとして、同時に示されている「保険会社向けの総合的な監督指針」改正（案）と同様の改正内容となっています。これは、本改正により今後も認可特定保険業者に係る制度が存続していくことが前提となっているということか、当局の見解が明確に示されるよう要望します。</p> <p>外資系保険会社を含む保険会社と比べて緩い監督基準を認可特定保険業者に設けていることは、消費者保護の観点から問題があることを繰り返し指摘してきました。また、同様のサービス提供者に対して異なる規制基準を設けることは、認可特定保険業者に対し競争上の優遇措置を与えていることになり、世界貿易機関（WTO）の「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」上の義務に反しています。</p> <p>認可特定保険業者は本来、平成 17 年保険業法改正において、過去に社会問題となった無認可共済を 2 年のうちに保険会社や少額短期保険業者へ移行することを前提に創設された制度であったはずで、平成 22 年 4 月の法改</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険業法上「当分の間」認められている認可特定保険業制度のあり方については、慎重に検討する必要があると考えています。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>正にあたっては、改正法の施行後5年（平成28年5月）を目途に特定保険業に係る制度について再検討することになっていましたが、再検討に向けた議論は未だ開始されていないと認識しております。この点について、再検討に向けた議論が開始されていない理由の説明がなされることを要望します。</p> <p>当初予定されていた見直し時期を迎えた今、「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」を「保険会社向けの総合的な監督指針」と同水準の厳しい監督基準とすること、また、認可特定保険業者といった例外的な規制カテゴリーの速やかな解消に向けた透明性のある議論を早急に開始することを要請します。</p>	

以 上